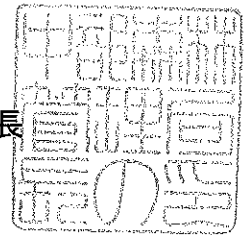


国有林野事業測定業務の審査の委託について  
(お知らせ)

「国有林野測定事業における外部審査取扱要領」(平成7年4月12日付け7林野業二第57号)の一部改正を行いましたので、国有林野事業の測定業務の審査を国以外の者に委託する場合の扱いについて、次のとおりお知らせします。

平成20年 5月 19日

中部森林管理局長



1 審査業務の受託に必要な資格

測定業務の審査を受託しようとする者は、農林水産省競争参加者資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」に登録されており、かつ、次の要件のいずれかの実務経験を有する審査実務担当者が在籍していることが必要となります。

なお、一般競争入札を行なう場合は、次の要件を、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第73条に基づく、当該競争に参加する者に必要な資格とします。

- (1) 測量士で、森林(森林法(昭和26年法律第249号)第2条に規定する森林をいう。)における公共測量、境界検測又は審査について通算5年以上の実務経験を有していること
- (2) 測量士補で、森林における公共測量、境界検測又は審査について通算7年以上の実務経験を有していること
- (3) 国有林野の図根測量等又は審査について通算7年以上の実務経験を有する者で、森林管理局長が、(1)及び(2)に掲げる者と同等以上と特に認めていること

2 問い合わせ先

中部森林管理局	経理課	課長補佐	Tel(050) 3160-6527
	計画課	測定技術指導官	Tel(050) 3160-6546